

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)	交通・地域安全課 電話042-769-8229 (直通)		
開催日時	令和5年2月7日(火) 14時00分～15時30分		
開催場所	エコパークさがみはら(環境情報センター) 2階 学習室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	5人(交通・地域安全課長、他4人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 開 会 2 議 事 (1) パブリックコメントの実施結果について (2) 条例案及び予算案について (3) その他 3 閉 会		

議 事 の 要 旨

議事（１）事務局より説明を行った。

椎橋会長：パブリックコメントの意見数は少ないが、いずれもポイントをついた重要な意見であった。

渡邊委員：良い点と残念な点がある。残念な点としては二人から３件しか意見が出なかった点である。良かった点としては、有識者会議で検討した内容を、市が前向きにとらえてくれたため、内容的に良いものになった点である。そのため意見が出なかったとも考えられる。また、パブリックコメントの実施期間を１か月以上取った点も良かった。昨年島根県が急遽条例を作る運びとなり、その際のパブリックコメントの実施期間は１週間という短期間であった。その点相模原市は丁寧にやっていただき、非常に良かった。

笹野委員：市は以前より、条例案を出すたびにパブリックコメントを実施してきた。そのため、市民の中でもパブリックコメントに反映される意見と参考意見となるものがどういったものであるかが承知されてる。リアクションが少なかったのは、条例案自体が委員や市民の意見を良く拾った結果であり、関心がなかったという訳ではないと考える。渡邊委員のご指摘のとおり、パブリックコメントの実施期間をしっかりとったのは私も良いと思う。

椎橋会長：市の考え方についてはどうか。

永野委員：サポートステーション（以下サポステという。）と連携協力し被害者に寄り添った支援を行うとお答えいただき、非常にうれしく、ありがたく思う。サポステは神奈川県においては中核的な被害者支援の相談システムですので、相模原市がこういった形で、連携協力の姿勢を示していただけると、今後県内で他の自治体が条例を制定する上で、同様の形で取り組んでもらえるので、ありがたく思う。

竹内委員：市内自助グループはあるか。

事務局（阿部課長）：市内の自助グループの存在については承知していない。横浜市、川崎市でも自助グループはないと聞いている。市社会福祉協議会でグリーフケアを行っていたり被害者等の集いの場を承知していたらぜひ情報提供いただきたい。

笹野委員：現在は承知していない。社会福祉協議会や市民サポートセンターで今後情報を把握した際は知らせする。

竹島委員：交通事故被害者の方であれば、随時役員による電話相談や事務所での面談を受付けており、また会員だけの当事者家族同士がその思いを語る場を Zoom で定期的開催しているため参加していただくことも可能である。

永野委員：被害者と自助グループには相性がある。同じ犯罪の被害者でないとわかりあえない、ということも承知し、選定する際には十分気を付けていただきたい。

また、3番目の意見についてだが、被害者週間に市内の大きな駅でぜひともやっていただきたい。当センター、サポステも支援する。こういったキャンペーンは、市民理解の近道になると考える。

事務局（阿部課長）：周知啓発は被害者の権利利益の保護に直結するので4月から支援施策を展開していく中で、周知啓発に関しても充実させていきたい。今後もぜひ皆様からご協力、アドバイスをお願いしたい。

椎橋会長：自助グループについては 実際には活動が行われているが、把握されていないものもあると思う。また、良い形で活動をされていくには、中心になる方がどういう方が大事であり、いわゆるコーディネーターのような方がいるかどうかで活動の様子も違ってくるように思う。そのあたりも意識していただきたい。

議事（2）条例案について事務局より説明を行った。

質問・意見なし

議事（2）予算案について事務局より説明を行った。

渡邊委員：市は3区に分かれており、被害者が各区役所に相談に行った場合の対策は考えているか。相模原市は広いので、例えば緑区の人が相談の際に本庁舎に行かなければならないのか。

事務局（阿部課長）：庁内各課に周知を行い、各区役所の窓口に来られた場合は、本課に電話でつないでもらう等の対応を考えている。本庁まで来ることが難しい場合は、各区役所等と調整して場所を確保し、アウトリーチで相談に伺うことも考えている。

永野委員：申請期限は定めるべきだが、2年、3年というのは原則なのか、それとも一日でも過ぎてしまうと申請できないのか。相談者の中には過去に受けた犯罪、特に性犯罪の被害等は時間が経ってから申告するケースがある。親族間や子どもの時に受けた性犯罪は特に申告が遅れることが多い。サポステではカウンセリング等の支援対象にできないので、基礎自治体の条例の施策の中で実施していただきたい。非常に難しい部分であるとは承知だが、例外的に申請期限を過ぎたケースの支援も認めるのか。

事務局：資料4の7ページに記載しているが、給付を伴う支援などについては、条例施行の4月1日以降の犯罪に適用させていただく。遡及して支援するための合理的な基準を作ることができないため、期限を過ぎたケースの支援は難しいと考える。市の具体的な支援施策が受けられなくても、ワンストップ窓口で相談をお聞きして、支援の繋ぎ先を一緒に探す等、寄り添った支援を行っていきたい。現時点では、公正な支援を実施するために、期限を適用せざるを得ないと考える。

永野委員：支援から漏れてしまう潜在的被害者に対して民間の支援団体が支援を行っていく必要があると考える。そのためには、民間からの賛助だけでなく、今後、自治体からも助成をいただかないと運営が難しい。市町村に条例があったとしても、その支援からも漏れてしまう方がいるのが現実である。条例の12条にも記載があるとおりに、民間支援団体への支援をお願いしたい。

事務局（阿部課長）：相互補完的な支援が必要な場面が今後出てくると思う。これから支援施策を進めていく中で、永野所長がお話されたような相談が事例として出てくると思いますので、今後の課題として検討させていただきたい。

永野委員：条例の見直しや、課題に対してどのように連携していくか、ということを検討していく上でも、有識者会議の設置を継続していただきたい。

椎橋会長：非常に難しい課題である。国の性犯罪に対する刑法改正を見ても、時効の延長の改正が行われたが、根本的な解決とは言えない。永野委員が言われたように、幼少期に性的被害に遭った場合、被害に遭ったことを認識できない場合もある。認識できたとしても身内から被害を受けていた場合は言い出せず、発覚しにくい状況も想定される。例えば犯罪の被害を受けてから2年間ではなく、犯罪と知ってから2年間とする、もしくは期間を延ばして5年、10年とすることも考えられるが、財政的な課題もあるだろうし、難しいところである。

竹島委員：子どもの時に受けた被害は自分自身も気づかない、又は無意識に忘れようとして記憶していない、ということもある。そういった被害を不意に思い出し、時間が経ってから精神的に苦しむ方もいるので、そういった方に対する精神的なケアをお願いしたい。

永野委員：実際に同様の相談が当センターにも寄せられている。相談先が見つからずセンターに相談してくる方もいる。ぜひ、支援していただきたい。

事務局（阿部課長）：現在は客観的に被害を判断する手段として被害届を考えているが、支援施策を展開していく中で、今お話があったような事例も出てくると思う。他市町村と情報共有しながら、寄り添った支援について考えていきたい。

小森委員：県では性犯罪・性暴力のワンストップ支援センターを開設している。性被害を受けた方は被害届を出していない方でも対象として相談をお受けしている。カウンセリング支援は短期的な被害者に限定はしているが、相談自体は過去の被害であっても、24時間、女性相談員が対応を行っており、何度もかけてこられる方もいる。ぜひ相談先の一つとしてご紹介いただきたい。

椎橋会長：支援から漏れる方をどのように救済するのかということは、難しく深刻な課題である。カウンセリングは3年以内、支援金は2年以内の申請期限ということだが、申請期限を長くすることで問題が解決するということでもない。そういった方も救済が必要であるということ、市として認める姿勢が、メッセージとしては大きいと考える。支援から漏れてしまう方がいるという事実を認識した

上で、今後の運用の中でそういう方も漏れなく支援していけるような形にしてい
くという考えを持ちながら、支援に取り組んでいただきたい。

議題（3）その他について事務局より説明を行った。

椎橋会長：立替払いについて、市が加害者に請求するということだが、取り立ての
実績は把握しているか。

事務局：明石市が立替払いの制度を実施していると聞いている。

渡邊委員：実績は無いと聞いている。明石市は弁護士が市職員として勤務している。
そのためそういった制度体制がとれるのではないか。

笹野委員：明石市長が元々弁護士であった。

渡邊委員：損害賠償請求の立替払いについては、新あすの会が国に対して実施を要
望している。また、犯人が逮捕されていない場合や、加害者が自殺等で死んだ
場合には国が請求権を買い取ってほしいと要求している。

椎橋会長：国の反応はいかがか。

渡邊委員：参加いただいている議員については一生懸命取り組んでくれている。

椎橋会長：ノルウェーでは国の機関として犯罪被害者庁があり、損害賠償の請求権
を国が買い取って立替払いし、加害者への取り立ても行っている。

渡邊委員：個人番号制度で国が全てを把握しており、税負担率も高く、福祉制度が
非常に充実している。最初は自治体ごとで被害者支援をするように国は進めて
いたが、自治体ごとに支援のばらつきがあったため、犯罪被害者庁を作り、国
が支援の一元化を図ったと聞いている。人口規模が少ない国であるため比較的
簡単に実現できたのかもしれないが、日本で同様のことをやろうとすると難し
い。犯罪被害は被害に遭ってから初めて自分事に捉えられるようになる。他人
事ではなく自分事として考えられると被害者支援が進むと考える。

椎橋会長：日本も民事執行法の改正があり、加害者の財産の開示制度が利用しやす
くなったが、依然として限界があるのが現状である。マイナンバー制度が広く
普及し、関連する必要な情報への紐づけが行われるようになれば、加害者の財
産に関する必要な情報を把握できるようになり、取立てもしやすくなるだろ
うが、現段階ではそこまで進んでいない。

宇田川副会長：条例を作るに際して、犯罪被害者という分野については非常に難し
い側面があると改めて感じている。一般的に立法や条例の制定は、一般的・類
型的なものや、多くの事例があるもの、大多数の意見というものが集約されて
できていく。しかしながら犯罪被害者の分野に関しては、声なき声や、1人の
見えない被害者の存在や、加害者に対して追及ができない弱さがあったりして、
難しい分野であると感じた。あくまで条例というものは、社会を作っていくた
めの一つの手法であり、条例が万能で何もかもが解決できるというものではな

いと思っている。改めて、ここにいる皆様方や皆様方の背後にあるネットワーク・組織力をもって連携していくことにより、拾いきれない個別具体的なものについて拾いながら、この条例が、より救済力の高いものになるように、定期的に定点観測をしていくことの重要性を改めて感じた。

事務局（阿部課長）：大変お忙しい中、様々な貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。今後、市議会において、条例案及び予算案の審議が行われ、承認された際には4月1日から条例が施行され、支援施策を行っていくことになる。渡邊委員からいただいた「条例制定がゴールではなく、スタートである」というご助言を胸に刻み、職員一同、被害者の方に寄り添った支援ができるよう、努めていきたい。

以 上

模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理士 (Counseling Room ウ ブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協 議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺 障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	認定特定非営利活動法人 神奈川 被害者支援センター		出席
8	竹内 洋一	神奈川県警察本部 警務課 被害 者支援室		出席
9	小森 晴美	神奈川県くらし安全交通課		出席